

制度設計専門会合における当面の主な論点について

制度設計専門会合では、来年4月の小売全面自由化の実施に向け、電力取引の監視に必要な詳細制度の設計に当たり、以下のような当面の課題について今年9日より年内3～4回に分けて検討を行う。その検討結果を踏まえ、電力取引監視等委員会で審議・決定を経て、ガイドラインなどについては必要に応じ、パブリックコメントや建議を行う。

①小売営業に関する論点について

適正取引ガイドラインの改正や小売営業ガイドライン（仮称）の制定を視野に、小売営業に関するビジネスモデルのあり方や電源構成の開示のあり方などについて議論を行う。（なお、消費者代表からヒアリングを実施。）

②卸電力市場における不公正取引について

適正取引ガイドラインの改正などを視野に、卸電力市場における不公正取引に関する考え方、海外における不公正取引に関するルール、インサイダー情報の公開に関する考え方などについて議論を行う。

③今後の託送料金制度のあり方について

制度設計WGにおいて、設備利用形態を踏まえたものにするなど託送料金制度を継続的に検討すべきという議論があったこと、また各事業者間の利害に大きく影響を及ぼし得ることを踏まえ、当分の間、関係事業者等から制度のあり方などについてヒアリングを行いながら議論を進める。